

学校と保護者・地域住民等とのより良い関係構築のための指針

令和 8 年 10 月 1 日制定

（目的）

第 1 条 この指針は、学校と保護者、地域住民等との信頼関係の構築を図るとともに、社会通念上許容される範囲を超えた言動については、組織的に対処することにより、教職員の就業環境を確保し、もって学校教育の円滑な実施及び児童生徒の良好な教育環境の確保を図ることを目的とする。

（対象）

第 2 条 この指針は、小千谷市が所管する学校に勤務する教職員（臨時的任用職員及び会計年度任用職員を含む。）に適用する。

（定義）

第 3 条 この指針において「保護者等」とは、児童生徒の保護者、親族、知人などの児童生徒等の関係者及び地域住民等をいう。

2 この指針において「社会通念上許容される範囲を超えた言動」とは、学校等において行われる保護者等の言動であって、教職員が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより、教職員の就業環境が害されるものをいう。

（基本姿勢）

第 4 条 教職員は、保護者等が児童生徒の健やかな成長を支える重要なパートナーであることを踏まえ、日頃から十分なコミュニケーションを図るとともに、意見、要望、相談等には誠実に向き合い、信頼関係の構築に努めるものとする。

（校長の責務）

第 5 条 校長は、教職員に対し、保護者等への適切な対応について必要な指導監督を行うものとする。

2 校長は、社会通念上許容される範囲を超えた言動が発生したとき又は発生するおそれがあるときは、特定の教職員に対応を委ねることなく、事実関係を確認した上で、組織として対応するものとする。

3 校長は、前項の場合において、必要に応じて複数の教職員による対応、対応者の交代その他の措置を講ずるとともに、当該教職員の心身の状況等に配慮し、その就業環境を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

（社会通念上許容される範囲を超えた言動に関する報告）

第 6 条 教職員は、社会通念上許容される範囲を超えた言動が発生したとき又は発生するおそれがあるときは、教頭を経由し、速やかに校長へ報告するものとする。

2 校長は、前項の規定により報告を受けた事案のうち、次の各号のいずれかに該当するものについて、県教育委員会に報告するものとする。

- (1) 警察に通報する必要がある事案
- (2) 弁護士に相談する必要がある事案
- (3) 社会通念上許容される範囲を超えた言動が繰り返されるおそれがあると認められる事案
- (4) その他報告することが適当であると認められる事案

(社会通念上許容される範囲を超えた言動に対する対処)

第7条 校長は、前条第1項の規定による報告を受けたときは、当該報告に係る事案を担当する教職員を孤立させることがないよう組織的に対処し、教職員の就業環境が害されることを防止するために必要な措置を講ずるものとする。

2 市教育委員会は、前条第2項の規定による報告を受けたときは、必要に応じて当該報告に係る事案の対処のために必要な助言を行うものとする。

(研修及び周知)

第8条 市教育委員会及び校長は、教職員が保護者等との信頼関係の構築並びに社会通念上許容される範囲を超えた言動への適切な対応について理解を深めることができるよう、本指針を周知するとともに、必要な研修を実施するものとする。

(不利益取扱いの禁止及びプライバシーの保護)

第9条 教職員が報告を行ったこと等を理由として、当該教職員に不利益な取扱いをしてはならない。

2 相談、報告、事実関係の確認その他本指針に基づく対応に当たっては、関係者のプライバシーの保護に十分配慮するものとする。

(補足)

第10条 この指針に定めるもののほか、学校と保護者等との関係構築に関し必要な事項は、別に定める。